

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

保健福祉部障害福祉課

1 改正の趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業所における従業者及びその員数の基準等について、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 指定放課後等デイサービスの人員配置基準について、置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を、児童指導員又は保育士としなければならないこととする。
- (2) 指定放課後等デイサービスの事業者に対して、サービス内容の自己評価及び改善の内容の公表を義務化する。

3 施行期日

平成29年4月1日

ただし、施行日に現に指定を受けている事業者は、2(1)について、平成30年3月31日までの経過措置がある。

(参考)

指定通所支援の種類	内容
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。